



日本共産党 市議会報告



2011年9月19日 第1183号

【発行】

日本共産党浦安市議団
市役所内控え室(議会棟1階)
☎&FAX (350)1243

子育ても老後も安心
住み続けたい浦安を



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢 麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

福島県以外の学校などの 安全基準値を早急に

意見書



日本共産党は、浦安市議会が自らの政策活動として積極的に意見書提出をおこなうよう提案を続けてきました。

意見書は、世論や住民要望を議会として意思決定して、国会や関係行政機関に対して提出し、その実現を目指すものです。そのための唯一の法的手段が意見書の提出です。

放射線量

1ミリシーベルトは 福島県内の基準値

文科省は5月27日、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた対応について」を発表し、「今年度、学校において児童生徒等が受ける線量につ

日本共産党は9月議会で次の2件の意見書を提出するため準備をすすめています。

①福島県以外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値および対応策の早期設定を求める意見書

②保育制度改革に関する意見書

いて、当面、年間1ミリシーベルト以下をめざす」とする新たな目標を設定しました。しかし、これは福島県内の児童生徒等への当面の対応を示したものであり、福島県以外の学校や保育所等における放射線量の安全基準値や対応策は、いまだに示されていません。

独自設定に ふみきる自治体も

国が安全基準値を明確にしないなかで、独自の安全基準値の設定にふみきった自治体もあります。

川口市は年間被爆限度を1.64ミリシーベルト、野田市は1ミリシーベルトと設定し、基準値を超えた場所を立ち入り禁止とするなど具体的な対応策をとり始めまし

た。基準値がないことを理由に必要な対策を講じないことを正当化することになりかねません。

浦安市は52箇所を5グループに分けて毎週1グループずつ測定して結果を公表していますが、放射線量の安全基準値が明確でないために市民から放射能の影響を心配する声が数多く寄せられています。

国の責任で 早急に

原発事故の収束の見通しはたつていません。未来を担い、長い将来を生きていく子どもたちが、安全に安心して生活できるようにすること、国民の不安を解消することは政治の責任です。

意見書は、国に対して次の2点について要望します。

●福島県以外の学校・幼稚園・保育所等での放射線量の安全基準値を早急に策定し、公表すること

●安全基準値を超えた場合の対応策マニュアルを示すとともに、その対応策等に要した費用は、国の責任で全額負担すること

意見書

「子ども・子育て新システム」 拙速な導入はしないで！

日本共産党が提案を予定しているもう一つの意見書は「保育制度改革に関する意見書」です。

国が2013年度から本格実施としていた「子ども・子育て新システム」は内容への不安と反対の声を受けて、大きく遅れていきます。地方議会での意見書採択の広がりや日本弁護士連合会による「新システム」における保育制度改革を厳しく批判する意見書の発表、大阪弁護士会や千葉弁護士会の意見表明など、「新システム」への懸念の声が広がっています。

問題点①

市町村の保育実施責任をなくす

「新システム」は、子どもと子育てに関する施策全般にわたる大掛かりな制度改革ですが、最も大きく変えようとしているのは保育制度です。一番の問題は市町村の保育の実施責任をなくしてしまうことです。

現行の保育制度では、市町村に保育の実施責任がありま

す。

児童福祉法第24条は「児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったとき、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ」と明記しています。そのために市町村は公立保育所をつくり、私立認可保育所に委託するなどして保育を提供しなければなりません。しかし「新システム」は現在の保育制度の要であるこの市町村の実施責任をなくしてしまうものです。

問題点②

最低基準の撤廃

もう一つの大きな問題は、認可保育園や幼稚園の保育・教育の質を支えてきた国の最低基準を廃止し、「こども園」など、様々なサービス基準を、各自治体にゆだねる方向です。最低基準は、憲法や児童福祉法、子どもの権利条約の見地から、子どもたちの健やかな育ちを保障するための基準として、国が定めてきたものです。施設面積でも職員の数でも、日本は他の

幼稚園・保育所の設置基準

	幼稚園	保育所	幼保連携型に係る特例
職員配置	学級担任は幼稚園教諭 【配置基準】 35 : 1	保育に従事するのは保育士 【配置基準】 20:1 (3歳児) 30:1 (4,5歳児)	【幼稚園教諭の配置の特例】 学級担任は保育士の資格をもつ助教諭で可 【保育士の配置の特例】 幼稚園教諭で可、但し 県知事の承認が必要かつ原則3年間、最大6年間の期間制限あり 【保育士の配置の特例】 35:1 3歳以上の短時間利用児に限る
運動場	運動場	屋外遊技場 近隣で代替可	【運動場の特例】 保育所の基準を満たしていれば可
調理室	必置ではない	必置	【調理室の特例】 一定の場合に外部搬入可 ※3歳以上児に限る
施設面積	1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 1学級につき 100㎡	1人につき 1.98㎡ ※保育室、遊戯室のみ、 ※3歳以上児に限る	幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たしていれば可 既存施設から転用する場合 ※3歳児以上児に限る

先進国と比べて遅れています。意見書では次の4点について求めています。

①「子ども・子育て新システム」の拙速な導入は行わず、充分な検討をおこなうこと
②児童福祉法第24条にもとづく公的保育制度を堅持、拡充すること

③保育水準の低下につながる国の定める保育所の最低基準の廃止及び引き下げは行わず、国の責任において維持・改善すること
④待機児童の解消を最優先課題とし、保育所の増設等、現行制度においても可能な方策により、可及的速やかな対策に取り掛かること